

<2020 年度 入園説明会用>

学校法人あけぼの学園
あけぼの幼稚園
重要事項説明書

<2020 年 4 月より適用>



教育・保育の提供にあたり、あけぼの幼稚園（以下本園と言う）が保護者に説明すべき内容は次のとおりです。

1. 施設運営主体

名 称：学校法人あけぼの学園
所 在 地：大阪府豊中市南桜塚 2-14-7
代 表 者：理事長 安家 周一
施設名称：幼稚園型認定こども園 あけぼの幼稚園
園 長：安家 周一

2. 入退園・休園

- ・入園、退園、休園については園長の許可を必要とします。
- ・入園するときはコンセプトブック「あけぼのという生き方」を熟読し薄着や裸足保育などあけぼのの保育の特徴を十分理解し、園則などに同意の上、所定の入園願書及び同意書に必要な事項を記入し、入園金を添えて申し込んでいただきます。
- ・入園時期は毎年 4 月とします。但し欠員のある時は園長判断で随時入園を許可します。
- ・休園または退園するときは、その事由を所定の用紙に記入し届出をしてください。
- ・その他、本園の重要事項説明の内容に反したり、風紀を乱す等の事実が認められる場合には、それを理由に退園させる場合があります。

3. 開園時間、保育日数、保育時間

- ・本園の開園時間は 7：00～19：00 とします。
- ・本園の 1 号教育保育週数は 39 週以上とします。
- ・1 日の教育時間は 9：00～14：00 を基本保育時間とします。
- ・2 号の保育時間は、それぞれの保育認定に基づいて決定されます。ただし、認定時間にかかわらず保護者のお仕事がお休みの場合、父母どちらかが休日の場合にも 9：00～16：00 の保育時間にご協力いただきます。
- ・特別支援・産休育休その他、お仕事を理由としない場合の 2 号の保育時間は 9：00～16：00 までとします。

4. 保育課程、学級編成

- ・本園の保育・教育課程は幼稚園教育要領・認定子ども園教育・保育要領に準拠し、幼児の心身発達と地域の実態を考慮し、別に定めます。
- ・学級編成は 1 号・2 号児混合の年齢別編成を基本とし、必要に応じて縦割り混合学級を置くことがあります。

5. 休園日

休園日は次のように定めます。

- ① 日曜日 ※1号・2号児共通
- ② 国民の祝日に関する法律に規定する休日 ※1号・2号児共通
- ③ 創立記念日 11月2日 ※1号・2号児共通
- ④ 土曜日 ※但し勤務証明のある2号認定児は例外
- ⑤ 春期・夏期・冬期休業（1号のみ）
- ⑥ 年末年始休業日 12月29日より1月3日まで ※1号・2号児共通
- ⑦ お盆 8月13日から8月15日まで（2号閉園協力日）
- ⑧ そのほか園長が特に必要と認めた日 ※1号・2号児共通

また、園長が必要と認めたときは、前項の休業日を変更することがあります。

6. 園児納付金

- ・2019年10月から基本保育料（1号25,700円・2号37,000円）は無償となります。
- ・園独自の特定徴収金を徴収します。特定徴収金は口座振替となっています。
- ・既納の納付金は事由の如何にかかわらず返還いたしません。
- ・正当な理由がなく納付金を所定の日までに納入しない、または引き落としができなかった場合は、退園させることがあります。
- ・今後の社会情勢の事情等により年度途中においても変更することがあります。

別表＜納付金一覧＞

項目	設定・年次	金額	徴収時期
入園金	満3歳児	30,000円	入園申込時
	3歳児	30,000円	
	4歳児	30,000円	
	5歳児	30,000円	
進級費	3歳児	10,000円	毎年10月
	4歳児	10,000円	
保育料	全学年	無償	
保護者の会費	全学年	800円/月	毎月15日
特定徴集金	1号認定特定徴収金	10,000円/月	毎月15日
	給食費（主食・副食材費）	7,500円/月	
	2号認定特定徴集金	10,000円/月	毎月15日
	給食費（主食・副食材費）	7,500円/月	

※諸般の事情により納付金の改定を行うことがあります。

※特定徴収金

市民税額によって決められた基本保育料に加えて、特定徴収金を納入いただきます。徴収金は、設置基準を超えた園舎、樹木の多い園庭の整備、保育の充実のための教材研究や整備、基準以上に配置している教職員の確保、臨床心理士の配置、教職員の研修の充実、処遇改善、大阪府能勢町に所有している園外園地野外センターの維持経費などに充当されます。

その他の実費徴収（2019年度実績）

クラス写真	500円/5月・12月
ちびっこキャンプ	13,000円（年長児）
誕生児キャンプ	4,000円（年長児）
陶芸製作	1,500円（年長児）
卒園アルバム	15,000円（年長児）
同窓会費	500円（卒園時）
通園バス協力費	4,000円/月（利用者のみ）*年間48,000円を12で分割

- ・認定ごとに定められた保育時間を超えて延長保育を利用する場合は、別途利用者負担料が必要となります。
- ・入園後に何らかの事情により認定変更を行った場合でも、認定変更前に支払った各種費用についての返金はありません。

7. 登降園

- ・1号の登園時間は8:50~9:10です。基本的に北門から登園してください。それ以前は限られた職員数で長時間保育児の早朝保育を実施しているため園内には入れません。
 - ・2号の子どもであっても、クラス活動が始まる9時10分までには登園してください。
 - ・登降園時には、保護者は園指定の保護者名札を必ず着用ください。園児の安全確保のため着用のない方の園内への出入りは禁止します。
 - ・保護者以外のお迎えになる場合には、保護者用名札を共有してご対応ください。
 - ・お迎えが両親以外になることが多く想定される場合には、事前にその旨を事務所へ申し出て保護者名札の追加購入を行ってください。
 - ・登園/降園の時間は必ずお守りください。また、2号の場合は認定上許可された保育時間をお守りください。やむを得ず時間変更になる場合は当日の9:15まではれんらくアプリにて、それ以降は電話にて必ずご連絡ください。
- 送迎に関する詳細は、「園生活のしおり」をご確認ください。
- ・本園を中心に直線距離で半径1km圏内に住んでいる子どもについては、徒歩で登園していただきます。

- ・本園を中心に直線距離で半径 1km 圏外に住んでいる子どもについては、希望者に自転車許可証を発行します。
- ・本園を中心に直線距離で半径 1km 圏内にお住まいで、仕事や様々な事情で自転車を利用する必要のある方には自転車駐輪許可証を発行します。
- ・駐輪ステッカーのない自転車での送迎は原則禁止です。
- ・登園のために使用する自転車をお迎えの時間まで園に停めたままにすることはできません。
- ・行事の際は徒歩または公共交通機関で来園してください。自転車使用は原則禁止です。
- ・園には保護者用駐車スペースはありません。園周辺の道路は全面駐車禁止です。近隣店舗の駐車場には絶対に駐車しないでください。万が一車でお越しの場合は必ず近隣のコインパーキングをご利用ください。

8. 欠席

- ・遅刻・欠席連絡は、「れんらくアプリ」からお知らせください。但し 9 時 15 分以降は直接園に電話で連絡をしてください。
- ・バス利用者の方は、「れんらくアプリ」に加えてバス利用の際に「メモ」の提出が必要です。メモ記入方法は後日配布の「送迎のてびき」をご確認ください。
- ・傷病による欠席の場合は、医師の診断書を添付しなければなりません。
- ・園長は次の各号のいずれかに該当するときは園児の出席停止を命ずることができます。
 - ①学校保健安全法に規定する伝染病にかかり、またはかかっている疑いがあるとき、及びかかる恐れのあるとき。
 - ②その他出席停止を必要と認めたとき。

9. 学級閉鎖

- ・インフルエンザや胃腸炎（ノロ・ロタウイルス）等、流行性疾患がクラスで 1/3 以上発症の際は園医と相談の上、学級閉鎖の措置をとります。
- ・1号（新2号を含む）・2号ともに、流行性疾患を発症していない場合でも所属クラスが学級閉鎖の場合には登園できません。

10. 警報等による措置について

- ・警報発令時の詳細は、「園生活のしおり」をご確認ください。
- ・1号（新2号を含む）・1号ホームクラス・2号によって対応が異なります。
 ※1号ホームクラス登録児の利用日は2号児と同じ対応となります。

1 1. 園からの情報・連絡

- ・毎月月初の1号登園日に「園だより」を通して全保護者に周知すべき内容をお知らせします。園だよりは園から保護者の方への重要な連絡ツールです。必ずお目通しください。
- ・「園だより」をはじめ、園から発信する情報や連絡事項は、冊子等を除き全て「れんらくアプリ」からお伝えします。
- ・返事を要するものは基本的に「れんらくアプリ」のアンケート欄で行います。必ず期限内にご返答ください。

1 2. 相談・要望・苦情

受付担当者	施設長
受付責任者	副園長
受付時間	9:00～17:00
連絡先	電話 06-6849-2525 FAX 06-6849-2125
第三者委員	南桜塚小学校校区 主任児童委員 南桜塚小学校校区 福祉委員
受付方法	面談・電話・文書等でお申し出ください。

1 3. 薬などについて

- ・幼稚園は健康な子どもが過ごす場所であり、通常業務として薬を扱うことはいたしません。そのため原則薬はお預かりできません。
- ・医師から登園を認められ尚且つ薬の服用が必要な場合は、原則園では薬を預かれない旨を伝えた上で1日朝夕2回の薬を処方してもらうなど医師とご相談ください。また、1号児で1日朝昼夕3回の薬の場合は、14時降園後にご自宅にて時間をずらしての服用をお願いします。
- ・抗アレルギー薬やエピペン等を園で保管する必要がある場合は診断書を提出してください。
- ・集団生活を始めるに当たって、感染症から個人の健康と集団を守るマナーとして予防接種は必要です。母子手帳に記載されている予防接種を期間内に各自で受けてください。予防接種を受けない子どもの受け入れについては他児への感染もあり得るのでお断りします。

1 4. 保育中のケガ・病気について

- ・37.5度の熱を目安に、お子様の状況を電話で報告します。熱が38.0度を越えた場合や嘔吐・下痢の症状等、保育者が集団生活不可能と判断した場合はお迎えをお願いします（連絡先は緊急カードに記入して頂きます）。

- ・軽いケガの場合は園で応急処置します。医師による治療が必要と判断した場合は保護者に連絡後、専門医を受診します。その場合には保険証提示・状況説明・処置について判断を仰ぐケース等の理由から原則ご同伴ください。
- ・緊急カードには必ず連絡のつく連絡先、電話番号、保険証番号などを正確に記入してください。また、健康保険被保険者証、子ども医療証のコピーを裏面に貼ってください（急な通院の場合は、緊急カードを一旦提示しますが、必ず原本を持参ください）。
- ・園の管理下で負傷した場合のために「賠償保険」と「災害保険」に加入します。万一事故が起きた場合には保険の範囲内で治療費をお支払いします。

15. アレルギーについて

- ・アレルギー対応マニュアルをもとに対応します。
- ・食物アレルギー児に対して医師の診断・指導のもと、治療の一環として集団給食の中で可能な範囲での除去等の対応をします。
- ・食事配慮を希望される方は以下の書類が必要となります。
 - ① 豊中市就学前施設におけるアレルギー疾患生活管理指導表（食物アレルギー・アナフィラキシー）（医師の診断書となるものです／4月（入園・進級時）、9月に提出）
 - ② 食物アレルギー除去食品チェック表（医師確認のもと保護者記入／4月・9月提出）
 - ③ アレルギー確認票
 - ④ 食物アレルギー除去解除届（一部解除・全解除になった場合提出）
 ※書類提出が無い場合は対応できません。

16. 虐待防止

- ・保育従事者は虐待に対する知識や意識をもって子どもの人権を守ります。
- ・虐待防止マニュアルに沿って、虐待の疑いが強い場合は保護者への連絡なしに関係機関へ通報します。

17. 個人情報取扱について

- ・別に定める個人情報取扱規定に基づき、個人情報の取り扱いを行います。

18. その他

- ・本園の教育・保育過程を修了した者には修了（卒園）証書を授与します。
- ・園児及び保護者の改名、その他身分上の異動または転居、その他変更のあったときは、速やかに届出をしてください。